# 一般廃棄物処理業許可業者連絡調整会議

平成28年12月20日(火) 午後3時から

水俣市環境クリーンセンター (広域クリーンセンター2階大会議室)

# 一般廃棄物処理業(収集運搬業・処分業)の許可申請、更新許可申請、事業範囲の変更許可申請及び変更・廃止届について

### (1) 水俣市一般廃棄物処理業の新規許可について

※ 現在、本市における一般廃棄物処理は、市(委託を含む。)及び既存の許可業者での対応で支障がないため、「市一般廃棄物処理基本計画及び実施計画」に基づき、循環型社会の構築及び廃棄物の減量、再生利用の促進に寄与する特定の事業所(処理困難物(古タイヤ、スプリングマットレス等)、コンビニ本部一括処理、自販機ベンダー回収等)の事業所系一般廃棄物を取扱う許可以外は、原則、認めていません。

水俣市において、一般廃棄物処理業(収集運搬・処分)を行う場合には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)」第7条の規定に基づき、水俣市長の許可を受ける必要があります。ただし、以下の場合については許可の必要はありません。

- ① 事業者自ら運搬する場合
- ② 専ら再生利用の目的となる古紙、紙くず、空きびん、古繊維のみの収集又は運搬を業として行う場合
- ③ その他環境省令で定めるもの

### (2) 水俣市一般廃棄物処理業許可の更新について

一般廃棄物処理業の許可の有効期間は2年間で、この期間を経過するとその許可は失効しますので、許可の更新申請書の提出が必要になります。

### (3) 事業範囲の変更許可申請又は変更届について

水俣市の一般廃棄物処理業の許可業者において、<u>事業の範囲(取扱う廃棄物の種類、処分の方法等)</u>を変更しようとする場合には、事前に法第7条の2第1項の規定に基づく「事業範囲の変更許可」が必要となりますので、変更しようとする日の1月前までに「事業範囲の変更許可申請書」を提出されるようお願いいたします。

また、事業範囲以外の許可内容に変更があったときは、同条第3項に基づく「変更届」 が必要になりますので、変更のあった日から10日以内に「変更届」を提出されるようお願 いいたします。

#### 【変更届(法第7条の2第3項)の対象となる事項】

- ① 氏名又は名称
- ② 法定代理人、役員、政令で定める使用人等(※詳細は、事前に確認してください。)
- ③ 事務所、事業場の所在地
- ④ 事業の用に供する主要な施設並びにその設置場所及び主要な設備の構造・規模

### (4) 廃止届について

事業の全部又は一部を廃止したときは、10日以内に、その旨を市町村長に届け出なければなりません。

### (5) 欠格要件該当届について

許可業者が、法第7条の2第4項に規定する欠格要件に該当するに至ったときは、2週間以内に、その旨を市町村長に届け出なければなりません。

### 収集・運搬の許可基準(守らなければならないこと)

#### 1 許可車両、収集運搬容器について

- アー般廃棄物が飛散、流失しないようにすること。
- イ 収集運搬に伴う悪臭、騒音、振動が生じないよう必要な措置を講ずること。
- ウ 過積載を行わないこと。
- エ 一般廃棄物以外の廃棄物を混載しないこと。

違反した場合は、許可の取り消し、事業の停止又は搬入停止等 を行うことがありますのでご注意く ださい。

#### 2 許可証の掲示について

許可証は、事務所の見える所に掲示し、その写しを運搬車両等に常備してください。

- 3 水俣市環境クリーンセンターへの搬入について
  - ア廃棄物搬入基準、受入基準を遵守すること。
  - イ 水俣市以外の廃棄物(資源物)は、絶対に搬入しないこと。
  - ウ 係員の指示及び注意事項を遵守すること。
  - エ 随時、搬入物の検査を行うので、これに協力すること。

違反した場合は、許可の 取り消し、事業の停止又は 搬入停止等を行うことがあり ますのでご注意ください。

- ◆ 変更許可申請や変更届については、添付書類等、準備していただく必要がありますので、事前 に御相談ください。
- ◆ 更新の手続きは1か月前からできますので、有効期限を過ぎることなく、早めに申請していただくようお願いします。
- ◆ 詳しくは、次の市のホームページで御確認ください。 http://118.22.15.147/2832.html

事業所ごみ(事業系廃棄物)の適正処理について

# 水俣市のごみの推移



人口の推移

H28

28,500 28,000 27,500

27,000 26,500 26,000

# 2割を占める事業系廃棄物

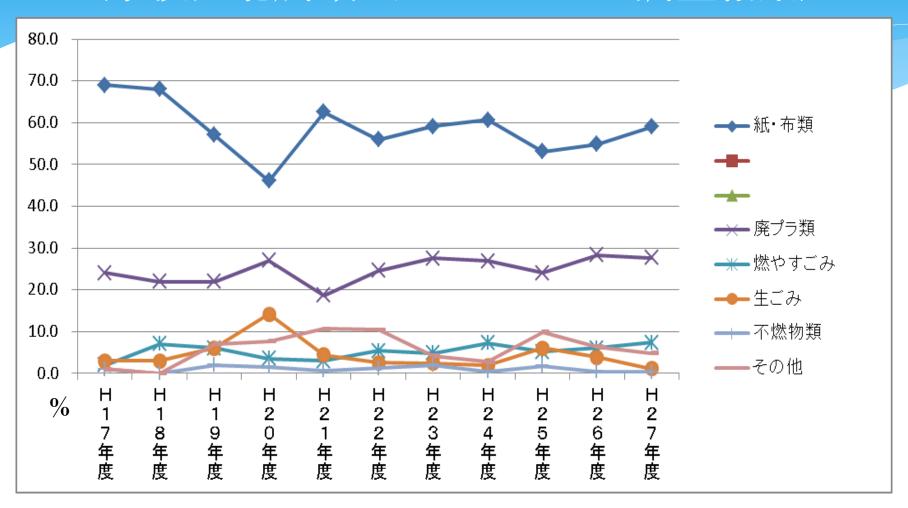
### 平成27年度 水俣市一般廃棄物搬入実績

単位(t)

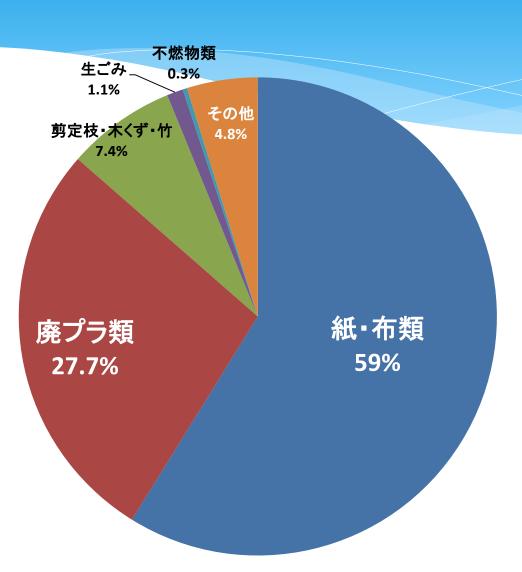
種 別	総量	家庭系	事業系	事業系率
可燃ごみ	4,728	3,528	1,200	25.4%
生ごみ	987	768	219	22.2%
資源ごみ	1,562	1,465	97	6.2%
粗大・不燃 ごみ	566	457	109	19.3%
	7,851	6,218	1,633	20.8%

# ごみの組成分析結果

(水俣芦北広域クリーンセンター調査結果)



# 平成27年度



### 市及び広域行政事務組合の処理施設の受入基準等(H28 年4月1日現在)

区分	事業系	事業系	事業系	手数料
	可燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	
水俣市環境クリーン		従業員の飲	木製の家具	焼却処理を要しな
センター(資源化施		食に伴い生じ	(縦横高さがそ	いもの1kg当たり3円
設及び粗大ごみ処		た空き缶、空	れぞれ2m以内	に消費税及び地方消
理施設)		きびん、ペット	で、金属・プラスチ	費税相当額を加算し
		ボトル、プラ製	ック等が付いて	た額
		容器包装など	いないもの)	
水俣芦北広域クリー	再生できない紙			30kgまでは、300
ンセンター(可燃ご	類・繊維くず、はぎ			円、30 kgを超える場
み焼却(溶融)施設)	れ、剪定枝、草木			合は、30kgごとに
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	類等、リサイクルで			300 円を加算して算
	きない一般廃棄物			定した額に消費税及
	(可燃ごみ)			び地方消費税相当額
				を加算した額

- ※ 廃棄物処理法第7条第12項で、収集運搬の許可及び処分の許可を受けた者は、市の定める収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならないこととされています。
- ※ 本市の場合、事業系一般廃棄物の収集・運搬手数料については、市条例の定めはないが、上記のとおり「処分」については手数料の定めがある。

### 事業所ごみ(資源物を含む。)の受入れ基準について

主な産業廃棄物 (すべての業種、事業所)	本市における現在の対応状況等	
廃プラスチック類 (容器包装プラスチック含む)	現在、資源物として受け入れているが、本来、産業廃棄物のため、 今後、見直し予定	
廃食用油(廃油)	同上	
ゴムくず	同上	
金属くず	同上	
ガラスくず	同上	
空びん	同上	

食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚および獣のあら等の固形状の不要物は、産業廃棄物、それ以外の業種の場合、一般廃棄物
建設業に係るもの(工作物の新築、改築または除去により生じたもの)等、一部の特定業種から出る場合は、産業廃棄物、それ以外の業種の場合、一般廃棄物

# 市の処理施設(クリーンセンター)における 「あわせ産廃」の処理について

(※廃棄物処理法第11条第2項に基づく市町村の任意事務)

市の処理計画で定める分別方法に基づいて分別された次に掲げる少量(概ね1日300kg以内)の産業廃棄物(事業系資源物)

従業員の飲食等に伴い発生する家庭ごみと同一の性状のもの

- ①飲料用空缶
- ②空きびん
- ③容器包装プラスチック
- ④ペットボトル

これ以外の産廃 (金属くず、廃プ ラ等)は、処理 できる業者へ!

# 可燃ごみへの異物混入について

分別ができてい ない場合は受入 れしません。



契約先から持っ てきては行けま せん!

黒い袋や米袋、肥料袋等で中身が確認できない袋に入れてあるものもの











### 飲食店(レストラン)から持ち込まれた 大量の業務用プラ製容器(豆腐パック、弁当容器等)



# 搬入物展開検査の実施

検査において搬入不適物が発見された場合、収集業者から事情聴取のうえ指導を行うとともに、ごみを排出した事業者に対して、事業系廃棄物の処理状況の確認、一般廃棄物・産業廃棄物の適正区分・適正処理などについて個別訪問指導等を実施します。

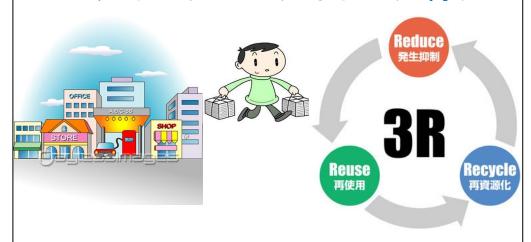


### (未定稿)

水俣市内の事業所の皆さんへ

事業所ごみ(事業系廃棄物) 適正処理ガイドブック

市民・事業者・行政が一体となって取組むゼロ・ウェイスト(ごみゼロ)のまちづくりに向けて



平成28年10月 水俣市環境クリーンセンター

#### 目次

- 1 事業者の責務·····P1
- 2 廃棄物とは?·····P3~P6
- 3 適正な廃棄物の処理と委託の流れ・・・・・P7
- 4 事業所ごみ・資源物の分け方と出し方・・P8
  - (1) 事業系一般廃棄物の処理方法・・・P9
  - (2) 産業廃棄物の処理方法・・・・・P10
  - (3) 資源物の処理方法·····P11~12
- 5 よくある問合せQ&A・・・・・P13~15
- 6 水俣市一般廃棄物収集運搬·処分許可業者一覧···P16

### 1 事業者の責務(自己処理責任等)

事業者には、その事業活動に伴って生じた廃棄物について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「水俣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」で、自己処理責任等が次のように定められています。

### ☆ポイント①



### 自己処理責任

① 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任に おいて適正に処理しなければなりません。



### 自ら処理できない場合は、許可業者に委託

- 事業所から排出されるごみは、市では収集しません。
- ★ 事業所のごみを各自治会等で設置・管理している可燃ごみ及び資源 ごみステーションに出すことは法律違反に当たる場合があります!

### 古紙類のリサイクル

### ごみ減量とリサイクルの主役は、「紙ごみ」!!

事務所から出る多量の紙ごみや、流通業(小売店)の段ポール等は、分別の徹底によって減量効果が大きく見込めます。1kgの紙パックは約5個のトイレットペーパーに再生されます。

一般的な分別は、新聞・チラシ、段ボール、雑誌、OA用紙、紙パック等ですが、分別方法や回収頻度等は業者と相談してください。









#### ■ 受入れ先

市内の一般廃棄物収集運搬許可業者及び民間の古紙回収業者になります。事前に各業者へ御相談ください。

※ 広域クリーンセンター(焼却施設)では、資源化できる古紙類は、原則、受入れできません。 また、市環境クリーンセンター(資源化施設)でも、**少量排出事業所(1日100kg以下)**以外 の事業所から排出される古紙類は、原則、受入れできません。

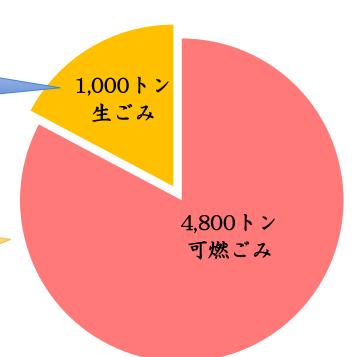
# 生ごみの搬入について

生ごみの80%は水分です。委託を受けた事業所には、水切りをお願いしてください。

生ごみの処理には、25円/kgの予算(税金)がかかっています。

うち、事業系の生ごみが 約200t

平成27年度 可燃ごみ及び 生ごみの処理量実績



### 注意!

食品製造・加工業から出る生ごみは、産廃です!

# コンビニのごみはどうなるの?

有価物とならないものについては、ペットボトル、空き缶、プラスチックご みは、産業廃棄物(廃プラスチック類、金属くず)に該当し、コンビニエン スストアが排出事業者となります。

紙ごみについては、事業系一般廃棄物です。



容器は容器包装プラで産廃廃棄物になりますの でクリーンセンターへは持ち込めません。

残飯は生ごみとして分別してクリーンセンター に持ち込めます。





### プラ製容器包装分別での注意点(変更点)

ポンプ、ノズルの部分も容 器包装プラで出すことが できます。

※ただし、容器本体から 外して、軽く水洗いする。

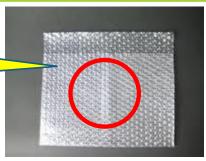
発泡スチロール製の緩衝材等も容器包装プラです! (ただし、立方体状、板状であって、段ボール箱等と一体となって「物を入れ、または包むもの」の形状を構成していると解されるもの)

緩衝材(プチプチ)も容器包 装プラで出すことができま す。









# 平成28年度一般廃棄物処理計画(抜粋)

		(単位:t)
種別	H27	H28(計画)
可燃ごみ	4, 728	4, 500
生ごみ	987	1, 000
資源ごみ	1, 562	1, 600
粗大・不燃	566	400
直接埋立	8	30
搬入量 合計	7, 851	7, 530
埋立量	634	600
資源化量	2, 904	2, 849
リサイクル率	37. 0%	37. 8%
人口(人)	25, 944	25, 944
1人当たりのごみ量(kg/人)	303	291
1人当たり1日あたり(g/人/日)	830	797
決算額又は予算額(ごみ処理費) 千円	502, 436	513, 615

### 平成28年度一般廃棄物処理資源化計画

品目		重量(kg)		
		H27	H28	
	生きびん	20, 759	20, 000	
	雑ぴん	184, 052	190, 000	
	新聞	299, 260		
	段ボール	136, 010	800, 000	
	雑紙	349, 820		
	布類	156, 660	150, 000	
有	アルミ缶	43, 869	45, 000	
/==	スチール缶	28, 770	35, 000	
価	Bプレス	84, 260	90, 000	
物	ペットボトル	54, 550	60, 000	
19J	ペットボトルのふた	1, 312	1, 500	
	電気コード	2, 890	3, 000	
	鉄くず	13, 330	6, 000	
	食用油	4, 278	4, 000	
	その他プラ	3, 993	4, 000	
	牛乳パック	123	***************************************	
	生ごみ	977, 150	1, 000, 000	
226	容器包装プラ	145, 780	140, 000	
逆左	小型家電	450	1, 500	
有 償	乾電池	14, 690	12, 000	
1月	蛍光管	4, 917	7, 000	
	木くず・コンクリート	111, 600	0	
可力	然物 ⇒ 溶融スラグ④	265, 427	270, 000	
	資源化量 合計	2, 903, 950	2, 839, 000	